

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I  
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	青森県弘前市教育委員会
指定したモデル地域名	青森県弘前市

概 要

地域内の全学校・園数（平成 28 年 1 月 1 日現在）

【単位：校・園】

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
11	37	18	10	0	4	80

<参考> 保育所数：65 所、児童発達支援センター等の施設：0 園

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

- ①弘前市は、昭和 23 年に青森県内の他市町村に先駆けて身体虚弱児学級を、そして昭和 42 年に東北地方で 2 番目の言語障害学級を設置した。平成 24 年度には、県内 2 番目となる中学校 LD・ADHD 通級指導教室を開設し、隣接する市教育センター内に設置している。
- ②全市的に特別支援教育に関わる教員研修として「特別支援教育総合研修会兼特別支援教育コーディネーター養成研修会」を開催し、全ての講座を修了した教員に対して、「アドバンスドコーディネーター」として、修了証を授与している。
- ③全 16 中学校区において小・中学校の連携や学校と地域が一体となって子供を育む環境を促進するために、平成 24 年度から小中連携推進事業（夢実現ひろさき教育創生事業）を展開しており、その中で、生徒指導や P T A などの様々な部会を設置している。特に、特別支援教育部会では、学級運営や児童生徒の学習面での指導などの協議が継続的に行われている。
- ④本事業の実施に当たっては、平成 25 年度のインクルーシブ教育システム構築モデル事業の研究成果と課題を踏まえ、主に、全ての小・中学校への合理的配慮協力員（弘前市では「学びの協力員」という呼称を使用しているため、以下「学びの協力員」という。）の支援体制の整備と、2 つのモデル中学校区での I C T 機器を活用した実践的研究を行っている。

以上の点を踏まえて、弘前市内全域をモデル地域と指定し、これまでの取組をベースにしながら取り組んだ。

## 2. 取組の概要

### 【スクールクラスターを活用した取組を支援するために教育委員会が行った取組や工夫】

市教育委員会では、児童生徒に対する合理的配慮に関して、本県の特別支援教育の教育行政の中核的立場であった者、特別支援学校及び公立の小・中学校の校長等を歴任し、リーダー的役割を担ってきた者など、高度な知識と豊富な経験を有する者5名を学びの協力員として委嘱した。学びの協力員がもつ幅広い人脈を活用し、域内の県立特別支援学校や医療機関等と連携できるように、ネットワーク作りに取り組んだ。学校や教員に対する学びの協力員の支援については、教育センター担当指導主事が窓口となり、学校からの要請内容を確認し、聴覚障害、自閉症・情緒障害などそれぞれの専門分野に精通した学びの協力員の中から人選し、相談内容に応じた派遣を行った。

### 【モデル地域内における取組】

主に、学びの協力員がコーディネーター役やパイプ役になりながら、児童生徒に対する合理的配慮に関する助言や支援を学校等に行ったほか、2つのモデル中学校区において、それぞれ異なるICT機器を活用した合理的配慮の在り方に関する実践的研究を行った。

#### 主な取組

- ①本市では、各中学校区（全16中学校区）に特別支援教育部会を設置している。同じ中学校区内の小・中学校の担当教員等が、支援の在り方の検討や児童生徒の情報交換等を行い、一部の中学校区ではあるが、学びの協力員も同席し、スクールクラスターを意識した連携と合理的配慮に関する情報提供を行った。
- ②2つのモデル中学校区にそれぞれタブレット型端末、プロジェクター等の異なるICT機器を配備し、通常の学級や特別支援学級等における合理的配慮に関する研究を行った。
  - ・通常の学級において、障害のある又は配慮の必要な児童生徒に対して、タブレット型端末を活用した学習支援の在り方に関する実践的研究
  - ・特別支援学級や通級指導教室において、タブレット型端末を活用し、有効なアプリケーションや効果的な指導プログラムに関する実践的研究

#### その他の取組

- ①通常の学級、養護教諭、特別支援学級担当の計4名の教員に対して、法令や合理的配慮の実践例などに関する長期研修を実施し、インクルーシブ教育推進のためのリーダー的教員の育成を行った。
- ②一つのモデル中学校区を指定し、幼保小中が連携し、インクルーシブ教育システムについて共通の認識を図り、今後具体的な取組を検討していくために、今年度は、合同の研修会を開催した。
- ③弘前市周辺の市町村に対し、要請に応じて学びの協力員を派遣し、助言を行った。

### 3. 成果及び課題

本事業を通じて得られた成果としては、主に以下の4点である。

- ①様々な教育関係者を中心に検討して、今後、インクルーシブ教育システムの継続性かつ発展性のあるシステムを構築していくための方向性として、平成28年1月に「弘前市立小・中学校におけるインクルーシブ教育システム推進ビジョン」を策定し、公表した。
- ②インクルーシブ教育を推進していくために校内体制を整えた学校や、そのノウハウを同じ中学校区へ広めるなどの取組がこれまで以上に進んだ。特に、2つのモデル中学校区では、担当教員等による定例的な検討会を開催し、合理的配慮のために効果的なICT機器の活用研究や特別支援教育に関する情報交換を行うなど、小・中学校が連携して「インクルーシブ教育システム」の理念や取組に対する意識と理解が更に浸透した。
- ③ICT機器の活用研究については、学びの協力員が単にICT機器の活用に偏ることのないよう、適宜、助言しながら進めたことにより、タブレット型端末の使用が児童生徒の興味を引き、授業への意欲、集中力が高まった。また、授業に遅れがちな児童生徒は、タブレット型端末の活用で視覚化と共有化が高まり理解につながった。
- ④学びの協力員がパイプ役となり、域内の教育的資源を有効に活用し、市立の小・中学校と医療機関をつないだ取組を行うことができた。
- ⑤平成25年度から3年間の合理的配慮に関する実践事例をまとめたハンドブック「基礎編」と「実践事例編」を作成し、教員の参考図書を作成することができた。

一方、課題については、各学校で指名している「特別支援教育コーディネーター」が、これまで以上にコーディネーター的役割として機能する意識と対応能力を高め、活動しやすい校内体制を整えることが急務である。特に、特別支援教育コーディネーターが中心になりながら、域内の教育的資源を今一度各校で整理することが必要である。このため、今年度の新たな取組として、担当指導主事と学びの協力員が各学校を訪問し、特別支援教育コーディネーターとの意見交換や情報提供等の機会を設けた。この学校訪問は、今後も継続していく予定である。

また、学びの協力員がパイプ役となって、必要な関係機関と学校や保護者を結びつけながら支援することができたケースもあったが、その子の個別の支援に関し、長期的展望を持つての支援体制の整備までには至らなかった。

これらの課題を分析、検討し、解決に向けた取組を進めるために、インクルーシブ教育システム推進ビジョンで共生社会の形成に向けて目指す教育環境を示して、ハード面、ソフト面の取組を進めていくこととしている。